



# 埼玉県報

第 2892 号  
平成 29 年(2017 年)  
4 月 18 日  
火曜日

## 目次

### 訓令

- 埼玉県教育委員会教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件に関する規程（教委・総務課）

### 告示

- 埼玉県自転車競技開催業務の委託（県営競技事務所）
- 平成 29 年度狩猟免許試験並びに適性試験及び講習の実施（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 上里幹線土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 庄和北部土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 葛西用水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 北本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道川越日高線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件に関する規程を次のように定める。

平成二十九年四月十八日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件に関する規程

#### (趣旨)

第一条 この訓令は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第七条の規定に基づき、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件について定めるものとする。

（勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件）

第二条 教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項の場合において、任命権者が行うこととされている事項については、埼玉県教育委員会が行うものとする。

#### 附 則

（施行期日）

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 受託者の名称及び所在地

日本トーター株式会社

東京都港区港南二丁目十六番一号

#### 二 委託契約締結日

平成二十九年三月二十七日

#### 三 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

### 一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十九年七月二十九日（土）	東松山市民文化センター	平成二十九年七月十三日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十九年八月二十七日（日）	東松山市民文化センター	平成二十九年八月十日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十九年九月十四日（木）	東松山市民文化センター	平成二十九年八月三十日（水）
わな猟	平成三十年一月二十七日（土）	東松山市民文化センター	平成三十年一月十二日（金）

### ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

### ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所を管轄する環境管理事務所

### ニ 提出書類

(1) 狩猟免許申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、各環境管理事務所において、平成二十九年六月一日から

配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成二十九年七月九日（日）	さいたま市民 会館いわつき	平成二十九年六月三十日 （金）
平成二十九年七月十九日（水）	深谷市花園文 化会館	平成二十九年七月十日（月）
平成二十九年八月九日（水）	秩父地方庁舎	平成二十九年八月一日（火）
平成二十九年八月十七日（木）	川越南文化会 館	平成二十九年八月八日（火）

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 平成二十九年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地在を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所において、平成二十九年六月一日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク柿沼店、ケーヨーホームセンター熊谷店

埼玉県熊谷市柿沼字前新田六百十一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ベルク柿沼店、ケーヨーホームセンター熊谷店

埼玉県熊谷市大字柿沼字前新田六百十一

（変更後）ベルク柿沼店、ケーヨーホームセンター熊谷店

埼玉県熊谷市柿沼字前新田六百十一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 外 計三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番  
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫  
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十九日

二 縦覧期間

平成二十九年四月十八日から平成二十九年八月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月十八日から平成二十九年八月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十八者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十二者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年九月一日外

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十九日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年四月十八日から平成二十九年八月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年四月十八日から平成二十九年八月十八日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	小 山 善 純	埼玉県本庄市牧西六百七十九番地

### 二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	小 暮 勝三郎	埼玉県本庄市牧西三百七十九番地

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄和北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	筒井隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	大瀧勇	同 百三番地三
同	小島繁夫	同 七百八十三番地一
同	小島重弘	榎九百十九番地
同	渡邊光男	同 五百四番地一
同	新井孝次	倉常六十七番地
同	八木橋喜一	同 五十六番地一
同	遠藤義信	芦橋九百三十五番地一
同	斉藤義則	同 九百六十五番地一
監事	貝塚利雄	榎九百二十一番地
同	新井健児	倉常千七十六番地一
同	岩佐宏	芦橋百六十六番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	筒井隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	小島繁夫	同 七百八十三番地一
同	大瀧勇	同 百三番地三
同	貝塚利雄	榎九百二十一番地
同	金子敏雄	同 九十番地一
同	新井孝次	倉常六十七番地
同	八木橋喜一	同 五十六番地一
同	遠藤義信	芦橋九百三十五番地一
同	橋本勝太郎	同 百十二番地一
監事	小島武雄	榎九百二十二番地
同	新井健児	倉常千七十六番地一

同

岩  
佐

宏

同

同

芦橋百六十六番地一

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	谷山武男	埼玉県加須市北大桑五百八十番地一
同	本多忠夫	同 久喜市鷲宮三百八十五番地一
同	小森谷邦男	同 幸手市北一丁目二番二十号
同	三ツ林裕巳	同 大字千塚四百九十番地一
同	奥貫榮市	同 平須賀一丁目二百十七番地
同	井上直子	北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	白石守利	同 大字堤根二千六百九十七番地
同	後藤勇	春日部市樋籠六百三十二番地
同	萩原勝	同 水角五百三十三番地
同	吉田吉造	北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地
同	山崎正義	同 同 築比地七百四十七番地
同	大野貞夫	越谷市大字平方六百三十二番地
同	吉田忠茂	同 同 増森二千四百八十四番地
同	豊田昭彦	同 同 増森二千四百八十四番地
同	齊藤忠男	同 同 増森二千四百八十四番地
同	鈴木庄次	同 同 川藤七百九十七番地
同	林成夫	同 同 三輪野江千四百三十番地
同	高鹿幸一	同 同 保五百二十九番地
同	大熊岩治	同 同 保五百二十九番地
同	岡田利彦	同 同 保五百二十九番地
同	岡田利彦	同 同 上彦名二百四十六番地
監事	藤沼宏次	同 同 上彦名二百四十六番地
同	岸親義	同 同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	小澤清	同 同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	増田昌之	同 同 越谷市相模町七丁目二百二十四番地
同	増田昌之	同 同 吉川市大字平方新田千四百五十六番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	山谷武男	埼玉県加須市北大桑五百八十番地一
同	木村市郎	久喜市上川崎四百七十七番地
同	三ツ林裕巳	幸手市大字千塚四百九十番地一
同	江森久二男	同 上高野千三百五番地
同	奥貫榮市	同 平須賀一丁目二百十七番地
同	井上直子	北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	岸親義	同 同 大字北蓮沼三百五十二番地一
同	白石守利	同 同 堤根二千六百九十七番地
同	萩原勝	春日部市水角五百三十三番地
同	山崎正義	北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	森田金里	越谷市増森二丁目二百七番地
同	立澤剋彌	同 東町五丁目三番地
同	大野貞夫	同 大字平方六百三十二番地
同	豊田昭彦	草加市柿木町七百二十四番地
同	齊藤忠男	吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	林成夫	同 同 三輪野江千四百三十番地
同	山崎昌一郎	同 同 拾壹軒五百三十八番地
同	竹内榮太郎	同 吉川二丁目十三番地三
同	岡田利彦	三郷市上彦名二百四十六番地
監事	藤沼宏次	幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	後藤勇	春日部市樋籠六百三十二番地
同	吉田吉造	北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地
同	増田昌之	吉川市大字平方新田千四百五十六番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十六号

北本市から北本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十七号

寄居町から寄居都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字笠幡字本郷四五九一 番一地从り同市大字笠幡字上 野前三七二二番六地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>九・六〇〃 一四・六〇</p>	<p>八・八〇〃 一三・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五七・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業によ る。</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年三月二十七日

指令越建セ第二八〇〇一五一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年四月十三日

越建セ第二七一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目十五番一、十五番二、十五番三、十五番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目五番二十八号

鈴木 みつ子

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十九年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区上落合 八丁目三番三十三号

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区 新都心一番地五
病 院	埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区 新都心一番地二